

9月9日は「救急の日」です

～大切な命を救う、救急医療について考えてみましょう～

問合せ先 保健福祉グループ ☎52-9871

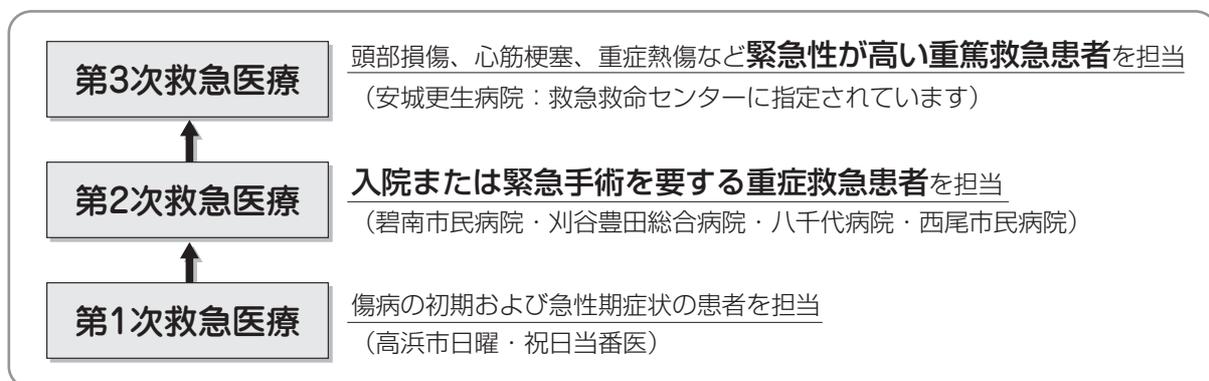
いま、地域の救急医療の体制が厳しくなっています。

〈救急外来では…〉 軽症者が夜間や休日に救急外来を受診することで患者が増え、重症患者をすぐに受け入れることが難しくなっています。

〈消防署では…〉 衣浦東部広域連合管内で平成19年中に救急搬送された方のうち、約6割は軽症者でした。救急車の出動要請が増え、到着が遅れることで、救える命が救えなくなるおそれがあります。

緊急性が高い病気になったとき、迅速に必要な医療を受けられるようにするためには、救急医療に対する一人ひとりの理解と協力が必要です。ここでは、愛知県の救急医療体制と、いざという時の病院のかかり方を紹介します。

○愛知県の救急医療体制 ※（ ）内は、近隣の指定医療機関です。



第3次救急医療施設は、重症を負った方の最後の砦です。第2次・第3次救急医療施設ともに、医師やベッドの数には限りがあります。緊急でない場合は、できるだけ平日の診療時間内に受診しましょう。

○いざという時の病院のかかり方

まずはかかりつけ医に相談しましょう。

日ごろからご自身やご家族の健康・病気について、よく理解してくれているかかりつけ医に相談しましょう。

診療時間外（夜間等）の場合は、どこに受診すればよいか確認しましょう。

救急医療情報センター ☎36-1133

24時間365日体制で、電話による医療機関の案内を行っています。

救急医療情報システム

インターネットで受診可能な医療機関を検索できます。

インターネットアドレス <http://www.qq.pref.aichi.jp/>

救急車を呼ぶ前に、自家用車やタクシーの利用を検討しましょう。

ただし、「けいれんが止まらない」「意識がない」「呼吸が苦しい」など、明らかに緊急を要する場合は、迷わずに119番に電話しましょう！

救命講習会に参加してみましょう。

消防署では、皆さんに応急手当の知識や技術を身につけていただくため、救命講習会を開催しています。

開催日など詳しくは、お問い合わせください。高浜消防署救急係 ☎52-1190

